

第一号通所事業及び指定通所介護サービス利用時重要事項説明書

(奈良デイサービスセンター)

1. 事業法人

- (1) 法人名 社会福祉法人福寿会
- (2) 法人所在地 奈良市秋篠町1567番地
- (3) 代表者氏名 秋吉 美由紀
- (4) 電話番号 0742-45-9588
- (5) 設立年月日 昭和56年12月25日

2. サービスの目的及び内容

- (1) 介護保険等の関係法令に従い、利用者に対し可能な限り居宅においてその有する機能に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴・食事の提供（これに伴う介護を含む）生活等に関する相談・助言・健康状態の確認その他利用者に必要な介護を行うサービスを提供します。
- (2) サービスにあたっては、別に作成する「第一号通所事業介護計画書」または「通所介護計画書」に沿って計画的に提供します。

3. 事業所

- (1) 事業所名 奈良デイサービスセンター
- (2) 所在地 奈良市山陵町1485番地
- (3) 電話番号 0742-53-8200
- (4) 指定番号 奈良市・2970100737号
- (5) 管理者 秋吉 将臣
- (6) サービスを提供する地域
奈良県・奈良市（東部地域を除く）
京都府・木津川市、精華町
- (7) 利用定員人 30人（通所介護、第一号通所事業を合わせて）

4. サービス提供責任者

サービス提供責任者は、次のとおりです。サービスについてのご相談や不満がある場合には、どんなことでもお尋ねください。

- ・生活相談員 1名以上
- ・連絡先 0742-53-8200
奈良デイサービスセンター

5. サービス提供時間

8時45分～17時15分

但し、利用者から希望があり、それに対応可能な場合はこの限りではありません。

6. 営業日 月曜日から土曜日（祝日営業）

営業時間 8：30～17：30

休業日 日曜日・12月29日から1月3日

*やむを得ず、休業させて頂く場合は、事前に連絡させていただきます。

7. 事業所の従業者体制

| | | |
|-----------|----------------------------|--------------------|
| 管理者 | 業務の一元的な管理 | 1名（常勤 介護老人福祉施設と兼務） |
| 生活相談員 | 生活相談及び指導 | 1名以上（常勤） |
| 看護師又は准看護師 | 心身の健康管理、機能のチェック及び指導、保健衛生管理 | 1名以上 |
| 介護職員 | 介護業務 | 4名以上（常勤換算） |
| 機能訓練指導員 | 身体機能の向上・健康維持の為に指導 | 1名以上 |

8. サービス利用に当たっての留意事項

- ① 利用の当日には、迎えまでに必ず検温を済ませておいてください。
- ② ご利用頂くには、健康診断書をお取り頂きます。費用については当事業所が負担します。但し契約前のキャンセルや、初回利用前に契約解除されて利用のない場合は、利用者負担となります。
- ③ 利用予定日のキャンセルについて、前日の17時30分までとさせて頂き、当日キャンセルの場合はお食事代金を頂きます。
*利用者の体調不良等正当な事由がある場合には、この限りではありません。
- ④ 事業所内での飲食等の持ち込み・物のやり取り等禁止させて頂きます。
*体調面等の理由で飲食の持参についてはこの限りではありません。
- ⑤ 従業者の対する贈物や飲食のもてなしは、お受けできません。

9. サービス利用料金（保険給付）

(1) 下記の料金表により、ご利用の要介護度に応じたサービス料金から、介護保険給付額を除いた金額（自己負担額）をお支払ください。

料金表（基本サービス） 1単位 10.27円

通所介護事業（要介護の方） *7時間～8時間未満

<指定通所介護サービス/ご負担額一覧>

| 区分 | | 1割負担の方 | 2割負担の方 | 3割負担の方 |
|---------------|----|--------|--------|--------|
| 要介護1 | 日額 | 676円 | 1,352円 | 2,028円 |
| 要介護2 | 日額 | 798円 | 1,596円 | 2,394円 |
| 要介護3 | 日額 | 925円 | 1,849円 | 2,773円 |
| 要介護4 | 日額 | 1,051円 | 2,102円 | 3,152円 |
| 要介護5 | 日額 | 1,179円 | 2,358円 | 3,537円 |
| 入浴介助加算I | 日額 | 41円 | 82円 | 123円 |
| 個別機能訓練加算I | 日額 | 58円 | 115円 | 173円 |
| 個別機能訓練加算II | 月額 | 21円 | 41円 | 62円 |
| サービス提供体制強化加算I | 日額 | 23円 | 45円 | 68円 |
| 送迎を行わない場合 | 片道 | ▲49円 | ▲97円 | ▲145円 |
| 同一建物に対する減算 | 日額 | ▲97円 | ▲193円 | ▲290円 |
| 科学的介護推進体制加算 | 月額 | 41円 | 82円 | 123円 |
| 通所介護処遇改善加算Iロ | 月額 | +12.0% | +12.0% | +12.0% |

<第一号通所事業/ご負担額一覧>

| 区分 | | 1割負担の方 | 2割負担の方 | 3割負担の方 |
|-----------------|----|--------|---------|---------|
| 要支援1 | 日額 | 448円 | 896円 | 1,344円 |
| 月5回以上の場合 | 日額 | 1,847円 | 3,693円 | 5,540円 |
| 要支援2 | 日額 | 459円 | 918円 | 1,377円 |
| 月9回以上の場合 | 日額 | 3,719円 | 7,438円 | 11,157円 |
| 科学的介護推進体制加算 | 日額 | 41円 | 82円 | 123円 |
| サービス提供体制強化加算I1 | 日額 | 91円 | 181円 | 271円 |
| サービス提供体制強化加算I2 | 日額 | 181円 | 362円 | 543円 |
| 同一建物に対する減算/要支援1 | 月額 | ▲387円 | ▲773円 | ▲1,159円 |
| 同一建物に対する減算/要支援2 | 月額 | ▲773円 | ▲1,545円 | ▲2,317円 |
| 介護職員処遇改善加算Iロ | 月額 | +12.0% | +12.0% | +12.0% |

令和8年6月1日時点

(2) 次のサービスは、介護保険の給付対象外となりますので、全額自己負担となります。

- | | | |
|--|--------|---------------------|
| 1. 食費 | 1回 | 850円（食材料費、調理費含む） |
| *生活保護受給者の方 | 1回 | 750円 |
| *とろみ調整食品を使用する食事形態 （ミキサー食、極キザミあんかけ等） | 1回 | 食事代+20円 |
| 2. レクリエーション活動費 | 1回 | 100円 |
| 3. おむつ代 | | 現物持参 |
| 4. 通常の実施区域以外の送迎（交通費）は、越えた地点から1 Kmあたり | | 100円 |
| 5. 口座引落手数料 | 100円/回 | ※指定口座が南都銀行の場合は無料です。 |

(3) 利用料金のお支払方法

- ・毎月27日に、指定の口座から自動引落としさせていただきますので、前日までに入金してください。
- ・ご利用明細は、10日～15日頃にご通知いたします。

10. 個人情報使用の同意について

利用者及び家族の個人情報をサービス担当者会議に用いること、また居宅サービスを利用するため、他の事業所へ情報提供をさせて頂くことがあります。

11. 個人情報について

ご利用に伴う業務上知り得たご利用者及びご家族の秘密、個人情報は契約中及び、契約終了後も第三者に漏らすことはありません。

但し、緊急やむを得ない場合は、ご利用者の同意を得たうえで医療機関等に必要に応じ個人情報を提供します。

12. 緊急時及び事故発生時における対応方法

サービス提供中に体調の急変などがあった場合は、速やかにご利用者のご家族、主治医に連絡し、必要に応じて緊急搬送などを行います。また事故発生時には、市町村、ご利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。事故の発生又はその再発を防止するための対策を講じます。また当該サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかにその損害を賠償いたします。

13. 虐待の防止について

利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、必要な措置を講じます。虐待防止のための指針を整備し、虐待防止対策を検討する委員会を定期的で開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図ります。また、虐待を防止するための定期的な研修の実施と、虐待防止を適切に実施するための担当者を選定いたします。

サービス提供中に、当該施事業所職員又は養護者（ご利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報いたします。

14. 衛生管理等について

利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じ医薬品及び医療機器の管理を適切に行います。

事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会を6月に1回以上開催するとともにその結果について職員に周知徹底を図ります。

職員に対しては、研修及び訓練を定期的を実施します。

15. 業務継続計画の策定等について

感染症や非常災害の発生時において、ご利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じます。職員に対し業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するとともに、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16. 非常災害対策

火災・風水害・地震等の非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火器・消防等についての責任者を定め、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

17. 第三者評価の実施状況（有・無）

（実施年月日） _____ （評価機関） _____

（評価結果） _____

18. サービスの提供の記録

サービス提供の記録はそのサービスを提供した日から5年間保存します。

利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。（開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者負担となります。）

19. 相談・要望・苦情等について

サービスの利用に関する相談、要望、苦情はサービス担当者までお申し出ください。
苦情の解決については、苦情相談窓口を設置しています。

苦情受付担当者 施設長 吉村 弥生・在宅主任 金子 昌弘
苦情解決責任者 管理者 秋吉 将臣
電話番号 0742-45-9588
FAX 0742-44-6567

2) 第三者委員会の設置

- ・苦情申出者が希望した場合、匿名での苦情、及び文書による重大な指摘があった場合は、速やかに第三者委員に報告し必要な対応を行います。
第三者委員会に報告した場合は、必ず返答を受け、苦情申出人に結果を報告します。

第三者委員

中本 勝 (法人弁護士) 電話 0742-22-4301
福岡 道郎 (評議員) 電話 0742-43-7223
森田 昭子 (評議員) 電話 0742-44-4639
名古屋 千尋 (評議員) 電話 075-561-8002

- 当施設以外、下記の公的機関窓口で苦情相談等を受付けています。

| | |
|------------------------------|--|
| 奈良県社会福祉協議会内 奈良県運営適正化委員会 | 所在地 橿原市大久保町320番11 電話番号 0744-29-1212 FAX 同上 対応時間 9:00~17:00 |
| 奈良県国民健康保険団体連合会 介護保険課指導相談係 | 所在地 橿原市大久保町302番1 奈良県市町村会館内 フリーダイヤル 0120-21-6899 利用時間 9:00~17:00 |
| 奈良市介護福祉課 | 所在地 奈良市二条大路南一丁目1-1 電話番号 0742-34-5422 FAX 0742-34-2621 利用時間 9:00~17:00 |

説明者 奈良デイサービスセンター
役職
氏名

私は、契約書及び本書面により、事業者から第一号通所事業及び指定通所介護サービスについて重要事項説明を受け同意しました。

説明日

利用者
氏 名

(署名代行者)
私は甲の意思を確認したうえ、署名を代行しました。
(利用者との続柄)
氏 名

利用者代理人 (選任した場合)

氏 名